



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和元年7月5日金曜日 第18号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正する規則..... (経営支援課) ... 215

告 示

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定の一部改正..... (広報広聴課) ... 217

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 217

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 218

土地改良事業の工事の完了(2件)..... (農地整備課) ... 218

保安林の指定施業要件の変更予定の廃止..... (森林整備課) ... 218

保安林の指定施業要件の変更予定..... (") ... 218

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示及び保安林の指定施業要件の変更の廃止..... (") ... 219

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(2件)..... (") ... 219

保安林の指定施業要件の変更する旨の通知及び通知に係る掲示の廃止..... (") ... 219

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(4件)..... (") ... 220

保安林の指定施業要件の変更..... (") ... 221

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (") ... 221

解除予定保安林..... (") ... 221

漁業の許可又は起業の許可の申請期間..... (水産課) ... 222

基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 222

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件)..... (都市計画課) ... 222

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧..... (") ... 222

落札者等の告示..... (会計課) ... 222

道路の区域変更(県道上猿田三島線)..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 222

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 223

指定道路の指定(2件)..... (") ... 223

道路の区域変更(県道宇和島下波津島線)..... (南予地方局管理課) ... 223

道路の供用開始(")..... (") ... 223

道路の区域変更(県道高瀬松溪線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 223

道路の供用開始(県道高瀬松溪線)..... (") ... 224

道路の区域変更(県道大茅辰ノ口線)..... (") ... 224

道路の供用開始(県道大茅辰ノ口線)..... (") ... 224

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第9号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則(昭和31年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第3条 第5条関係)	別表第2(第3条 第5条関係)

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 経 営革 新計 画承 認グ ルー プ資 金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90）以内	年0.45パーセント。 ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。 ア～ウ 省略	省略	省略
2 省 略						
3 下 請振 興事 業計 画承 認グ ルー プ資 金	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90）以内	年0.45パーセント。 ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。 ア～ウ 省略	省略	省略
4～10 省略						

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行ったものに限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構	整備資金の100分（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90）以内	年0.45パーセント。 ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ	省略	省略

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 経 営革 新計 画承 認グ ルー プ資 金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90）以内	年0.50パーセント。 ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。 ア～ウ 省略	省略	省略
2 省 略						
3 下 請振 興事 業計 画承 認グ ルー プ資 金	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90）以内	年0.50パーセント。 ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。 ア～ウ 省略	省略	省略
4～10 省略						

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行ったものに限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構	整備資金の100分（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90）以内	年0.50パーセント。 ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ	省略	省略

資金	建築物又は設備	健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	いては、無利子とする。						
2 省 略									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第250号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県告示第2013号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(1) 省略	(1) <u>愛媛県住宅供給公社</u>
(2) <u>公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団</u> (昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)	(2) 省略
(3) <u>公益財団法人愛媛県文化振興財団</u> (昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)	(3) <u>財団法人愛媛県スポーツ振興事業団</u> (昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)
(4) <u>公益財団法人えひめ女性財団</u> (平成3年4月1日に財団法人えひめ女性財団という名称で設立された法人をいう。)	(4) <u>財団法人愛媛県文化振興財団</u> (昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)
(5) <u>公益財団法人愛媛県国際交流協会</u> (平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)	(5) <u>財団法人えひめ女性財団</u> (平成3年4月1日に財団法人えひめ女性財団という名称で設立された法人をいう。)
(6) <u>公益財団法人えひめ農林漁業振興機構</u> (昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)	(6) <u>財団法人愛媛県国際交流協会</u> (平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)
(7) <u>公益財団法人愛媛県動物園協会</u> (昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)	(7) <u>財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社</u> (昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)
(8) <u>公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター</u> (平成4年4月24日に財団法人愛媛県暴力追放推進センターという名称で設立された法人をいう。)	(8) <u>財団法人愛媛県動物園協会</u> (昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)
(9) 省略	(9) <u>財団法人愛媛県暴力追放推進センター</u> (平成4年4月24日に財団法人愛媛県暴力追放推進センターという名称で設立された法人をいう。)
	(10) 省略

○愛媛県告示第251号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産

業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ケースデンキ新居浜店	新居浜市東田三丁目乙11番25 外	駐車場の収容台数	176台	116台	令和2年2月25日	令和元年6月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第252号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
西条市	氷見の一部	平成29年度から平成30年度まで	西条市（氷見の一部）の地籍図及び地籍簿
今治市	衣干町3丁目等6単位区域	平成29年度から平成30年度まで	今治市衣干町3丁目等6単位区域の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和元年 7月 5日

○愛媛県告示第253号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	吉井地区（西条市）	平成31年3月15日

○愛媛県告示第254号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	田野・中川地区（西条市）	令和元年5月31日

○愛媛県告示第255号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成31年1月愛媛県告示第13号）は、廃止する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第256号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第257号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る告示（平成30年6月愛媛県告示第641号）及び保安林の指定施業要件の変更（平成30年7月愛媛県告示第689号）は、廃止する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第258号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年4月愛媛県告示第458号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡津島町大字高田甲123番地 河野 駿 市	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡津島町大字高田甲465番地 岩 藤 久美子	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡津島町大字高田甲458番地1 三 好 霊 月	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡高近村大字高田231番戸 岩 藤 新太郎	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡津島町大字高田甲535番地 岩 藤 トミ子	抵当権者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡津島町大字高田甲381番地 藤 堂 長 美	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡高近村大字高田甲488番地1 岩 藤 春 木	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡岩松村1055番地1 泉 栄 吉	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第259号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年4月愛媛県告示第458号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	松山市土居田町720番地 濱 田 音二郎	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡津島町大字山財上組1054番地 大 原 新一郎	森林所有者
宇和島市（次の図に示す部分に限る。）	宇和島市川内甲2159番地10 兵 藤 登	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第260号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成27年3月愛媛県告示第371号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る告示（平成27年7月愛媛県告示第905号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る告示（平成27年7月愛媛県告示第906号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成27年12月愛媛県告示第1458号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成27年12月愛媛県告示第1459号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る告示（平成28年2月愛媛県告示第118号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る告示（平成28年2月愛媛県告示第119号）、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成28年2月愛媛県告示第198号）及び保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る告示（平成28年4月愛媛県告示第380号）は、廃止する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第261号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
大洲市（次の図に示す部分に限る。）、喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
大洲市（次の図に示す部分に限る。）、喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大洲市（次の図に示す部分に限る。）、内子町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第262号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西予市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、西予市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第263号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東温市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東温市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第264号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東温市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東温市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

- 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第266号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年 5月愛媛県告示第18号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	愛知県豊田市大林町九丁目99番地 中 平 弘 伸	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	大分県別府市南町町内107丁99番地3 中 岡 正 友	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第267号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市由良町乙30の5
- 2 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第268号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年7月5日から18日まで

○愛媛県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和元年8月27日から
令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁にお

いて公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画高度利用地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第274号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
電子黒板機能付きプロジェクター280セット	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成31年4月25日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町1丁目1番地の15	192,780,000円	一般競争入札	平成31年3月15日

○愛媛県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	上猿田三島線	四国中央市寒川町字柳ノ元523番2地先から 同町同字523番1地先まで	旧	メートル 4.2 ~ 5.6	キロメートル 0.030	
			新	6.0 ~ 6.4	0.030	

○愛媛県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 7月 5日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第14号 令和元年 6月28日	伊予郡松前町大字上高柳字上利水401番 2	松山市馬木町2229番地 1 空と風A - 103号 矢野 智 和 矢野 悠 子

○愛媛県告示第277号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年 7月 5日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和元年 6月28日
- 3 指定道路の位置
東温市牛渕字上樋1875番 1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.20メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第278号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年 7月 5日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和元年 6月28日
- 3 指定道路の位置
伊予郡砥部町高尾田662番 1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 18.07メートル
 - (2) 幅員 4.05メートル

○愛媛県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘第1号8番1から 同町近家乙670番3地先まで	旧	メートル 5.7~27.3	キロメートル 0.204	
			新	10.1~34.9	0.138	

○愛媛県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘第1号8番1から 同町近家乙670番3地先まで	令和元年 7月 5日

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2041番 2	旧	メートル 6.3 ~ 8.6	キロメートル 0.034	
		西予市野村町富野川2041番 3	新	7.5 ~ 10.8	0.034	

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2041番 3	令和元年 7 月 5 日

○愛媛県告示第283号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2219番から 同町遊子谷2201番地先まで	旧	メートル 3.5 ~ 13.0	キロメートル 0.095	
		西予市城川町遊子谷2219番から 同町遊子谷2215番 2 まで	新	9.0 ~ 13.0	0.095	

○愛媛県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2219番から 同町遊子谷2215番 2 まで	令和元年 7 月 5 日